

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）………	（総務部総務課）	74
○土地改良法による道営換地処分 ……	（農業施設管理課）	77
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 ……	（治山課）	77
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定 ……	（治山課）	77
○道路の供用の開始 ……	（維持管理防災課）	78
○海岸保全区域の指定の一部改正 ……	（維持管理防災課）	78
○土砂災害警戒区域の指定 ……	（維持管理防災課）	78
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ……	（維持管理防災課）	80
○津波災害警戒区域の指定 ……	（維持管理防災課）	85

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 ……	86
○特定調達契約に係る落札者等の公示 ……	87

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（3件） ……	87
○特定調達契約に係る落札者等の公示 ……	92
○特定調達契約に係る入札の公告 ……	92
○特定調達契約に係る落札者等の公示 ……	93
○特定調達契約に係る入札の公告 ……	93

道公安委員会規則

○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 ……	95
---	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件） ……	95
------------------------	----

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告 ……	97
--------------------	----

告 示

北海道告示第53号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月28日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上3階から地上5階まで） 一式
イ 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上6階から地上8階まで） 一式
ウ 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上9階から地上12階まで） 一式
アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削減があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、本調達と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。
(5) 清掃員を常時20人以上雇用していること。
(6) 仕様書で定める作業仕様により、作業計画を策定することができる者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

また、同告示の2の(1)に該当する場合は、2の(4)及び(5)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月28日（火）から同年2月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課庁舎保全グループ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階共用会議室B（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課庁舎保全グループ）

(2) 入札日時

ア 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上3階から地上5階まで）
令和2年3月11日（水）午後2時

イ 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上6階から地上8階まで）
令和2年3月11日（水）午後2時30分

ウ 北海道庁別館庁舎清掃業務（地上9階から地上12階まで）
令和2年3月11日（水）午後3時

アからウまでについて、送付による場合は、同月10日（火）までに必着。

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウン

ロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 最低価格の入札者を落札者とし不在の場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総務部総務課庁舎保全グループ

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-231-4111 内線 22-533

13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 3rd floor to 5th floor, inclusive)

b Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 6th floor to 8th floor, inclusive)

c Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex. (From 9th floor to 12th floor, inclusive)

Cleaning of offices in the Hokkaido Government building (From 8th floor to 12th floor plus penthouse, inclusive)

B Bid tendering date and time :

a 2:00 P.M., March 11, 2020

b 2:30 P.M., March 11, 2020

c 3:00 P.M., March 11, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than March 10, 2020)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido

Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-231-4111 Extension 22-533

北海道告示第54号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月28日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道庁本庁舎清掃業務（地上8階から地上12階まで及び塔屋） 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削減があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、本調達と種類及び規模をほぼ同じとする契約を誠実に履行した者であること。

(5) 清掃員を常時30人以上雇用していること。

(6) 仕様書で定める作業仕様により、作業計画を策定することができる者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

また、同告示の2の(1)に該当する場合は、2の(4)及び(5)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しな

ければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月28日（火）から同年2月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課庁舎保全グループ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階共用会議室B（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課庁舎保全グループ）

(2) 入札日時 令和2年3月11日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月10日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 最低価格の入札者を落札者としない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 12 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道総務部総務課庁舎保全グループ (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 (3) 電 話 番 号 011-231-4111 内線 22-533 13 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Cleaning of offices in the Hokkaido Government building (From 8th floor to 12th floor plus penthouse, inclusive) B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 11, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than March 10, 2020) C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111 Extension 22-533 北海道告示第55号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、栗山町南角田南部地区の換地処分をした。 令和2年1月28日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第56号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 令和2年1月28日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字吉野1の1地先・38の1地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。） 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立木の伐採の方法	ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第57号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 令和2年1月28日 北海道知事 鈴木直道 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 斜里郡小清水町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 北見市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課並びに北見市役所及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供す
--	---

る。)

北海道告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年1月28日		北海道知事 鈴木直道	
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	
道道 八千代帯広線	帯広市西十二条南9丁目4番1地先から 同市西十二条南8丁目1番1地先まで	令和 2. 1.30	

北海道告示第59号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年1月28日	北海道知事 鈴木直道
8 十勝釧路沿岸海岸保全区域の表十勝釧路沿岸の(2)浜中海岸の浜中町の項海岸保全区域の欄中4の事項中「F点、字水取場沢3番地北東角（G点）」を「F点から方向角136度37分08秒の方向121.107メートルの点（基点1）（2級基準点H29-2-1（世界測地系座標X=-102,082.817、Y=+71,795.755）から方向角247度47分00秒の方向627.811メートルの点）を結ぶ線、基点1から方向角117度07分37秒の方向56.136メートルの点（基点2）を結ぶ線、基点2から方向角132度37分52秒の方向22.087メートルの点（基点3）を結ぶ線、基点3から方向角121度39分58秒の方向45.926メートルの点（基点4）を結ぶ線、基点4から方向角126度25分14秒の方向63.600メートルの点（基点5）を結ぶ線、基点5から方向角129度46分39秒の方向18.085メートルの点（基点6）を結ぶ線、基点6から方向角131度10分44秒の方向56.269メートルの点（基点7）を結ぶ線、基点7から方向角135度54分39秒の方向68.985メートルの点（基点8）を結ぶ線、基点8から方向角141度29分22秒の方向19.889メートルの点（基点9）を結ぶ線、基点9から方向角76度16分09秒の方向5.506メートルの点（基点10）を結ぶ線、基点10から方向角141度29分27秒の方向46.976メートルの点（基点11）を結ぶ線、基点11から方向角146度55分36秒の方向34.791メートルの点（基点12）を結ぶ線、基点12から方向角150度28分32秒の方向102.931メートルの点（基点13）を結ぶ線、基点13から方向角162度07分51秒の方向20.978メートルの点（基点14）を結ぶ線、基点14から方向角189度27分36秒の方向12.193メートルの点（基点15）を結ぶ線、基点15から方向角183	

度11分57秒の方向1.649メートルの点（基点16）を結ぶ線、基点16から方向角136度37分08秒の方向144.834メートルの点（G点）を結ぶ線、G点」に「大字霧多布村字水取場2番地の1北角から南西に160メートルの点（⑦点）、G点から西南西に152メートルの点（⑧点）、I点から西に164メートルの点（⑨点）及びJ点から西に244メートルの点（⑩点）を結ぶ線と」を「基点16から方向角201度47分50秒の方向170.778メートルの点（⑦点）、⑦点から方向角172度32分05秒の方向289.433メートルの点（⑧点）、⑧点から方向角115度12分45秒の方向88.458メートルの点（⑨点）、⑨点から方向角203度38分55秒の方向158.703メートルの点（⑩点）を順次に結ぶ線」に改める。

北海道告示第60号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年1月28日	北海道知事 鈴木直道
1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 吉川裏の沢川（Ⅱ-22-0360） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字塩釜、字三岳（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	
2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 滝ノ下川（Ⅰ-22-0340） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字日向（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	
3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 藤原の沢川（Ⅰ-22-0330） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字日向（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	
4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 発電所の沢（Ⅰ-22-0370） (2) 土砂災害警戒区域の表示	

松前郡福島町字三岳（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 福島福島（Ⅰ－2－246－1284） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字福島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 福島福島6（Ⅰ－2－244－1282） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡福島町字福島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大西の沢川（Ⅱ－93－0200） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡浜中町渡散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 右1の沢川（Ⅱ－93－0210） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡浜中町養老散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 散布沢川（Ⅰ－93－0220） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 散布2の沢川（Ⅰ－93－0230）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 散布3の沢川（Ⅰ－93－0240） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 丸山公園の沢川（Ⅱ－93－0250） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡浜中町丸山散布1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 散布1の沢川（Ⅱ－93－0270） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 散布1下の沢川（Ⅱ－93－0280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 六田の沢川（Ⅱ－93－0300） (2) 土砂災害警戒区域の表示 厚岸郡浜中町藻散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に
--	---

供する。)

北海道告示第61号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年1月28日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
西川の沢川（Ⅰ－22－0350）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字福島、字日向（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
日の出川（Ⅱ－22－0440）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字日出（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島三岳2（Ⅱ－2－162－945）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字三岳（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島三岳4（Ⅰ－2－241－1279）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

松前郡福島町字三岳（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島三岳5（Ⅱ－2－163－946）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字三岳（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島三岳6（Ⅱ－2－164－947）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字三岳（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島千軒1（Ⅱ－2－165－948）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字千軒（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
福島千軒2（Ⅱ－2－166－949）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡福島町字千軒（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島日向1（Ⅰ－2－247－1285） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字日向、字福島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島日向2（Ⅰ－2－248－1286） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字日向（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島日出1（Ⅱ－2－158－941） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島日出2（Ⅱ－2－159－942） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字日出（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	福島福島2（Ⅰ－2－242－1280） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字福島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島福島5（Ⅰ－2－243－1281） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字福島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島福島7（Ⅰ－2－245－1283） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡福島町字福島（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西旭沢（Ⅱ－35－1220） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 様似郡様似町字幌満（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布9（Ⅰ－9－129－2850） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町丸山散布、丸山散布1丁目（次の図のとおり）
--	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布11（Ⅰ－9－130－2851） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布12（Ⅰ－9－131－2852） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中霧多布東4条1丁目1（Ⅰ－9－132－2853） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町霧多布東3条2丁目、霧多布東4条1丁目、湯沸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中霧多布東4条1丁目2（Ⅰ－9－133－2854） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目、湯沸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中霧多布西4条1丁目1（Ⅰ－9－134－2855） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町霧多布西4条1丁目、霧多布東4条1丁目、湯沸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中霧多布西4条1丁目2（Ⅰ－9－135－2856） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町霧多布西4条1丁目、湯沸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布1（Ⅱ－9－129－2223） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町藻散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布2（Ⅱ－9－130－2224） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町藻散布、火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布3（Ⅱ－9－131－2225）
---	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布 4（Ⅱ－9－132－2226） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布 5（Ⅱ－9－133－2227） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布 6（Ⅱ－9－134－2228） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布 7（Ⅱ－9－135－2229） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布、丸山散布 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布 8（Ⅱ－9－136－2230） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町丸山散布 1 丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村火散布 10（Ⅱ－9－137－2231） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町火散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村養老散布 1（Ⅱ－9－138－2232） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町養老散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中散布村養老散布 2（Ⅱ－9－139－2233） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町養老散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜中散布村養老散布3（Ⅱ－9－140－2234）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡浜中町養老散布（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜中散布村渡散布1（Ⅱ－9－141－2235）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡浜中町渡散布（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜中散布村渡散布2（Ⅱ－9－142－2236）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡浜中町渡散布（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜中散布村渡散布3（Ⅱ－9－143－2237）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡浜中町渡散布（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜中散布村渡散布4（Ⅱ－9－144－2238）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

厚岸郡浜中町渡散布（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜中散布村渡散布5（Ⅱ－9－145－2239）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡浜中町渡散布（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜中火散布村渡散布6（Ⅱ－9－146－2240）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡浜中町渡散布（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜中霧多布東3条2丁目（Ⅱ－9－147－2241）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡浜中町霧多布東2条2丁目、霧多布東3条2丁目、湯沸（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜中霧多布西4条1丁目3（Ⅱ－9－148－2242）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
厚岸郡浜中町霧多布西4条1丁目、湯沸（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中霧多布西4条1丁目4（Ⅱ－9－149－2243） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町霧多布西4条1丁目、湯沸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中湯沸1（Ⅱ－9－150－2244） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町湯沸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浜中湯沸2（Ⅱ－9－151－2245） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町湯沸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 寺の沢川（Ⅰ－93－0130） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目、湯沸（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	藻散布神社の沢川（Ⅰ－93－0290） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 厚岸郡浜中町藻散布（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第62号 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。 令和2年1月28日 北海道知事 鈴木直道 1 津波災害警戒区域の表示 (1) 市町村 稚内市 (2) 大字等 宗谷岬、大字宗谷村、声間1丁目、声間2丁目、声間3丁目、声間4丁目、声間5丁目、大字声間村、はまなす1丁目、はまなす2丁目、はまなす3丁目、はまなす4丁目、はまなす5丁目、潮見1丁目、潮見2丁目、潮見3丁目、潮見4丁目、潮見5丁目、末広1丁目、末広2丁目、末広3丁目、末広4丁目、末広5丁目、港1丁目、港2丁目、港3丁目、港4丁目、港5丁目、新港町、新末広町、開運1丁目、開運2丁目、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目、中央5丁目、宝来1丁目、宝来2丁目、宝来3丁目、宝来4丁目、宝来5丁目、恵比須1丁目、恵比須2丁目、恵比須3丁目、恵比須4丁目、恵比須5丁目、大黒1丁目、大黒2丁目、大黒3丁目、大黒4丁目、大黒5丁目、ノシャップ1丁目、ノシャップ2丁目、ノシャップ3丁目、ノシャップ4丁目、ノシャップ5丁目、富士見1丁目、富士見2丁目、富士見3丁目、富士見4丁目、富士見5丁目、西浜1丁目、西浜2丁目、西浜3丁目、西浜4丁目、大字稚内村、大字抜海村（次の図のとおり） 2 基準水位 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 総合振興局告示及び振興局告示
--	---

北海道胆振総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月28日

北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和2年6月1日から令和7年5月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月28日（火）から同年2月19日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

で

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
北海道胆振総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室C（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道胆振総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 令和2年2月27日（木）午後1時（送付による場合は、同月26日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年10月11日付け北海道胆振総合振興局告示第18号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatokouoku.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
(3) 電 話 番 号 0143-24-9566
- 12 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 2
B Bid tendering date and time : 1 : 00 P.M., February 27, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 26, 2020)
C Contact : Administrative Division, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9566

北海道胆振総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年1月28日

北海道胆振総合振興局長 花 岡 祐 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1)ア 調達をする物品等の名称 北海道土木工事設計積算電算システム端末機器等の賃貸借 一式 (1月当たりの単価)
- イ 数量
- (ア) パーソナルコンピュータ (デスクトップ型) 56台
(イ) モノクロプリンタ 12台
(ウ) カラープリンタ 6台
- (2)ア 調達をする物品等の名称 治水GISシステム端末機器等の賃貸借 一式 (1月当たりの単価)
- イ 数量 パーソナルコンピュータ (ノート型) 5台
- (3)ア 調達をする物品等の名称 北海道行政情報コミュニケーションシステム端末機器等の賃貸借 一式 (1月当たりの単価)

- イ 数量 パーソナルコンピュータ (ノート型) 5台
- 2 落札を決定した日
令和元年11月20日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(2)
ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (2) 1の(3)
ア 氏 名 株式会社道南事務機器
イ 住 所 室蘭市寿町1丁目16番3号
- 4 落札金額
- (1) 1の(1) 478,000円
(2) 1の(2) 36,100円
(3) 1の(3) 19,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年10月11日付け北海道胆振総合振興局告示第18号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の適用を受ける。

令和2年1月28日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
- ア A重油 (A地区) (1リットル当たりの単価) 213,000リットル
イ A重油 (B地区) (1リットル当たりの単価) 198,000リットル
ウ A重油 (C地区) (1リットル当たりの単価) 222,000リットル

エ	A重油（D地区）（1リットル当たりの単価）	275,000リットル
オ	A重油（E地区）（1リットル当たりの単価）	266,000リットル
カ	A重油（F地区）（1リットル当たりの単価）	293,000リットル
キ	A重油（G地区）（1リットル当たりの単価）	287,000リットル
ク	A重油（H地区）（1リットル当たりの単価）	246,000リットル
ケ	A重油（I地区）（1リットル当たりの単価）	254,000リットル
コ	A重油（J地区）（1リットル当たりの単価）	277,000リットル
サ	A重油（K地区）（1リットル当たりの単価）	268,000リットル
シ	A重油（L地区）（1リットル当たりの単価）	376,000リットル
ス	A重油（M地区）（1リットル当たりの単価）	232,000リットル
セ	A重油（N地区）（1リットル当たりの単価）	286,000リットル
ソ	A重油（O地区）（1リットル当たりの単価）	229,000リットル
タ	A重油（P地区）（1リットル当たりの単価）	101,000リットル

アからタまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年1月28日（火）から同年3月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階共用A会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和2年3月11日（水）午前10時（送付による場合は、同月10日（火）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1) Approximately 213,000 liters
- b Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1) Approximately 198,000 liters
- c Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 222,000 liters
- d Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 275,000 liters
- e Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 266,000 liters
- f Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 293,000 liters
- g Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 287,000 liters
- h Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 246,000 liters
- i Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 254,000 liters
- j Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 277,000 liters
- k Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 268,000 liters
- l Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 376,000 liters
- m Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 232,000 liters
- n Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 286,000 liters
- o Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 229,000 liters
- p Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1 or No.2) Approximately 101,000 liters

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 11, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 10, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo- Ku, Sapporo 060-8549 Japan Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月28日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ア 灯油（A地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 63,000リットル |
| イ 灯油（B地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 104,500リットル |

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ウ 灯油（C地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 79,700リットル |
| エ 灯油（D地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 67,300リットル |
| オ 灯油（E地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 91,700リットル |
| カ 灯油（F地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 74,700リットル |
| キ 灯油（G地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 84,600リットル |
| ク 灯油（H地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 89,100リットル |
| ケ 灯油（I地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 56,400リットル |
| コ 灯油（J地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 47,500リットル |
| サ 灯油（K地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 27,200リットル |
| シ 灯油（L地区）（JIS1号）（1リットル当たりの単価） | 35,100リットル |

アからシまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年1月28日（火）から同年3月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階共用A会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年3月11日（水）午前11時（送付による場合は、同月10日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 63,000 liters
- b Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 104,500 liters
- c Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 79,700 liters
- d Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 67,300 liters
- e Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 91,700 liters
- f Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 74,700 liters
- g Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 84,600 liters
- h Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 89,100 liters
- i Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 56,400 liters
- j Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 47,500 liters
- k Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 27,200 liters
- l Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 35,100 liters

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 11, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 10, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁後志教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月28日

北海道教育庁後志教育局長 櫻井 康雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

- ア A重油その1（小樽水産高校納入分）（1リットル当たりの単価）
76,000リットル
- イ A重油その2（高等聾学校納入分）（1リットル当たりの単価）
166,000リットル
- ウ A重油その3（小樽高等支援学校納入分）（1リットル当たりの単価）
109,000リットル
- エ A重油その4（余市養護学校納入分）（1リットル当たりの単価）
94,000リットル

- アからエまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出のうち、A重油について届出をしていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 令和2年1月28日（火）から同年2月18日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時

- ア 1の(1)のアからウまで 令和2年3月6日（金）午前11時
- イ 1の(1)のエ 令和2年3月6日（金）午前10時
- ア及びイについて、送付による場合は、同月5日（木）午後5時までに必着。
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年8月27日付け北海道教育庁後志教育局告示第11号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電 話 番 号 0136-23-1979
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Fuel oil A (JIS class 1, No1) 76,000 liters
- b Fuel oil A (JIS class 1, No1) 166,000 liters
- c Fuel oil A (JIS class 1, No1) 109,000 liters
- d Fuel oil A (JIS class 1, No1) 94,000 liters
- B Bid tendering date and time :

a, b, c 11:00 A.M., March 6, 2020

d 10:00 A.M., March 6, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 5, 2020)

C Contact: Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome,
Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone: 0136-23-1979

北海道教育庁胆振教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年1月28日

北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの購入 1台

2 落札を決定した日

令和2年1月20日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道オフィス・マシン株式会社

(2) 住所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4 落札金額

140,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年1月7日付け北海道教育庁胆振教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁日高教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月28日

北海道教育庁日高教育局長 波岸克泰

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア A重油（浦河町地区）（1リットル当たりの単価） 48,000リットル

イ A重油（新ひだか町地区）（1リットル当たりの単価） 83,100リットル

ウ A重油（日高町地区）（1リットル当たりの単価） 31,400リットル

エ A重油（平取町地区）（1リットル当たりの単価） 154,800リットル

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 JIS規格1種1号又は1種2号

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月28日（火）から同年2月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎2階201会議室（送付による場合は、郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和2年3月9日（月）午前10時（送付による場合は、同月4日（水）午後4時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁日高教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
- (3) 電話番号 0146-22-9485

11 Summary

A Nature and quantity of products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class1, No.1 or No.2) 48,000 liters

b Fuel oil A (JIS class1, No.1 or No.2) 83,100 liters

c Fuel oil A (JIS class1, No.1 or No.2) 31,400 liters

d Fuel oil A (JIS class1, No.1 or No.2) 154,800 liters

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 9, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 4, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Hidaka District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashidori 56, Urakawa-cho, Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan

Phone : 0146-22-9485

北海道教育庁渡島教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年1月28日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

デスクトップ型パーソナルコンピュータほか 計4品目21点

2 落札を決定した日

令和元年12月13日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 有限会社北光教販

(2) 住所 函館市花園町10番24号

4 落札金額

3,796,870円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年11月15日付け北海道教育庁渡島教育局告示第28号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁留萌教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年1月28日

北海道教育庁留萌教育局長 新 井 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定数量 12台及び1月当たり 76,667枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、必要な一切の消耗品（用紙及びステープルを除く。）を円滑に供給でき、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年1月28日（火）から同年2月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道留萌合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和2年3月9日（月）午後3時（送付による場合は、同月6日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁留萌教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/nyuusatu/nyuusatukokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの複写料金の入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地
- (3) 電 話 番 号 0164-42-8764

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 12 sets (Maintenance services and consumable supply included, except staples and papers.)
- B Bid tendering date and time : 3:00 P.M., March 9, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 6, 2020)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan
Phone : 0164-42-8764

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年1月28日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第1号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例（令和元年北海道条例第21号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年4月1日とする。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和2年1月28日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
 - ア PPC用紙A4判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価） 10,150箱
 - イ PPC用紙A3判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価） 290箱
 - ウ PPC用紙B4判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価） 20箱
 - エ PPC用紙B5判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価） 60箱

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年1月28日（火）から同年3月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 令和2年3月19日(木)午後1時40分(送付による場合は、同月18日(水)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量
- | | |
|----------------------|---------|
| ア PPC用紙A4判(札幌市内警察署分) | 10,740箱 |
| イ PPC用紙A3判(札幌市内警察署分) | 280箱 |
| ウ PPC用紙B4判(札幌市内警察署分) | 20箱 |
| エ PPC用紙B5判(札幌市内警察署分) | 30箱 |
- (2) 予定時期 令和2年1月28日
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道警察のホームページ(<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2253

- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per box (Hokkaido Prefectural Police Headquarters use min) :
- a PPC paper A4 10,150 boxes
- b PPC paper A3 290 boxes
- c PPC paper B4 20 boxes
- d PPC paper B5 60 boxes
- B Bid tendering date and time : 1 : 40 P.M., March 19, 2020
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 18, 2020)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2253

北海道警察本部告示第31号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和2年1月28日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア PPC用紙A4判(札幌市内警察署分)	(1箱当たりの単価)	10,740箱
イ PPC用紙A3判(札幌市内警察署分)	(1箱当たりの単価)	280箱
ウ PPC用紙B4判(札幌市内警察署分)	(1箱当たりの単価)	20箱
エ PPC用紙B5判(札幌市内警察署分)	(1箱当たりの単価)	30箱

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和2年1月28日（火）から同年3月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 （送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課） (2) 入札日時 令和2年3月19日（木）午後1時50分（送付による場合は、同月18日（水）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和2年1月28日付け北海道警察本部告示第30号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道警察のホームページ（https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。	9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2253 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per box (Police Station in Sapporo use min) : a PPC paper A4 10,740 boxes b PPC paper A3 280 boxes c PPC paper B4 20 boxes d PPC paper B5 30 boxes B Bid tendering date and time : 1 : 50 P.M., March 19, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 18, 2020) C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Extension 2253 道 警 察 方 面 本 部 告 示 北海道警察旭川方面本部告示第9号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年1月28日 北海道警察旭川方面本部長 宮 腰 憲 章 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
---	--

- ア 自動車ガソリン JIS1号（1リットル当たりの単価） 65,200リットル
- イ 自動車ガソリン JIS2号（1リットル当たりの単価） 131,000リットル
- ウ 軽油 JIS特1号、1号、2号、3号及び特3号（1リットル当たりの単価） 19,900リットル
- エ ガソリンエンジン用オイル API SN級（1リットル当たりの単価） 1,110リットル

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 給油票又は給油カードを提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (6) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品を供給することができること。
- (7) 次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（代行給油を含む。危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油を除く。）が可能なこと。

名 称	所 在 地	範 囲
北海道警察旭川方面本部庁舎	旭川市1条通25丁目487番地6	半径5km以内
北海道警察旭川方面本部旭川運転免許試験場庁舎	旭川市近文町17丁目2699番地5	半径5km以内
北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊住吉庁舎	旭川市住吉7条1丁目3番1号	半径5km以内
北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊庁舎	旭川市字近文7線南1号5766番地4	半径5km以内
北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊上川分駐所	上川郡上川町字菊水175番地4	半径2km以内
北海道旭川方面旭川中央警察署庁舎	旭川市6条通10丁目左10号	半径5km以内

- (8) 旭川市内の警察署を除く北海道警察旭川方面本部の管轄する各警察署管内（離島を除く。）、札幌市中央区、函館市、釧路市、北見市で給油（代行給油を含む。セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。
- (9) 旭川市内で日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に

規定する休日（以下「休日」という。）に給油（代行給油を含む。セルフ給油所における給油を除く。）が可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(9)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和2年1月28日（火）から同年2月26日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6
北海道警察旭川方面本部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察旭川方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部2階小会議室（送付による場合は、郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課）
- (2) 入 札 日 時 令和2年3月11日（水）午前11時（送付による場合は、同月10日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察旭川方面本部のホームページ（<http://>

www.asahikawahonbu.police.pref.hokkaido.lg.jp/) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察旭川方面本部会計課

(2) 所在地 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6

(3) 電話番号 0166-35-0110 内線 2234

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per liter :

a Gasoline for automobiles (JIS 1) 65,200 liters

b Gasoline for automobiles (JIS 2) 131,000 liters

c Light (Diesel) oil (JIS Special 1, 1, 2, 3, and Special 3) 19,900 liters

d Oil for gasoline engines (API SN class) 1,110 liters

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 11, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 10, 2020)

C Contact : Finance Division, Hokkaido Asahikawa Area Police Headquarters, 1-jo-dori, 25-chome 487-6, Asahikawa 078-8511 Japan

Phone : 0166-35-0110 Extension 2234